

賃貸住宅では、誰もが気持ちよく暮らせるように、お互いに配慮する姿勢が求められます。また入居したその日から、地域のルールや慣習を守る義務も生じます。ここでは日常生活上の義務や責任、さらには防犯などの注意について解説していますのでご確認ください。

共用部分について

共用部分は、ご入居者全員が使用するスペースです。ご入居者同士のトラブルを回避するためにもルールをしっかり守って使用するよう心がけてください。また、快適性や建物の美観を守るために、常に清潔保持・整理整頓を心がけることも大切です。

駐車について

違法駐車はご入居者の方だけでなく、近隣の皆様にも迷惑がかかります。以下の禁止事項が守られない場合は解約を申し出る場合もあります。

- ①他人の駐車区画、近隣道路および出入り口付近など、所定駐車スペース以外での駐車。
- ②クラクション、空ふかし、長時間のアイドリングなど他人に迷惑を及ぼす行為。
- ③多量、もしくは長時間にわたる荷物の積み下ろし(引越し時は除く)。
- ④駐車場を自動車の駐車以外の目的で使用する。
- ⑤駐車場に自転車やバイク、ベビーカーなど自動車以外のものを置くこと。
- ⑥駐車場を営業用もしくは来客用駐車スペースとして利用すること。
- ⑦マフラーの改造車および暴走族のバイクや車、駐車スペースに収まらない車(トラック、改造四駆など)の駐車。
- ⑧駐車場でのお子さまを遊ばせること。



駐車場での自動車の保管上もしくはご利用者同士のトラブルについては、各契約者の責任となり管理会社は一切責任を負いません。盗難、損傷などの事故には充分注意してください。また、盗難防犯装置のアラーム感度は、隣接車のドアの開閉に反応しないよう、低めに設定してください。

表札について

表札は、入居後すぐに玄関ドアと集合郵便受け(ある場合)の所定の位置に、姓名を表示してください。表示されないと、郵便物が届かない場合があります。

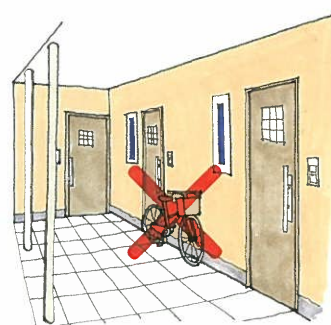
なお、営業用の表示、姓名以外のシールやポスターの貼付は禁止されています。

駐輪について

自転車・バイクは、決められた場所に置いてください。また、使用しない自転車・バイクは放置せず各自で速やかに処分してください。なお、使用されていない壊れた自転車やバイクなどは、警告後に管理会社が処分する場合があります。駐輪場での盗難、損傷などの事故については管理会社は一切責任を負いません。また、物件によってはバイクの駐輪をお断りすることがあります(大型バイクの駐輪は、事前に許可が必要です)。

廊下・階段

階段、踊り場、廊下などは共用スペースですので、私物やゴミなど不用品を放置してはいけません(消防法で禁止されています)。また、これらのスペースは緊急時の避難経路にもなります。大きなものを放置していると、災害避難時の通行の妨げになり、大変危険です。



浄化槽

浄化槽は、使用規定に基づきご利用ください。また、異臭や異常音がしたら、すぐに管理会社にご連絡ください。

専用品

専用品の管理(除草作業など)はご入居者にてお願いします。

電灯

共用部の電灯の球が切れている場合は、管理会社にご連絡ください。

建物の維持管理への協力

管理会社は、ご入居者の方に安全にお住まいいただくために、建物の維持管理を行います。そのため、室内に設置されている製品の点検※や保守のために、住戸内への入室が必要な場合がありますので、管理会社よりそのような申し出がありました場合は、ご理解とご協力をお願いします。

※具体的には、下記などの事柄が想定されます。

- ・避難ハシゴなどの消防用設備の点検
- ・住宅用火災警報器の機能点検
- ・浴室用電気乾燥機などの消費生活用製品および安全法で定められている特定保守製品の長期使用製品安全点検
- ・製品リコールによる補修点検 など